

議案第 8 号

守谷市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

守谷市社会教育委員に関する条例（昭和37年守谷町条例第103号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中「法第15条第2項」を「第3条各号」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱）

第3条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3月 6日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 8 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、社会教育法の改正により、これまで同法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市社会教育委員に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(委嘱)	(新設)
<u>第3条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</u>	
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	
(3) 学識経験のある者	
(委員の定数)	(委員の定数)
<u>第4条 (略)</u>	<u>第3条 (略)</u>
(委員の任期)	(委員の任期)
<u>第5条 (略)</u>	<u>第4条 (略)</u>
(委員の解嘱)	(委員の解嘱)
<u>第6条 委員が第3条各号に掲げる者に該当しなくなつた場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。</u>	<u>第5条 委員が法第15条第2項に掲げる者に該当しなくなつた場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。</u>
(その他必要な事項)	(その他必要な事項)
<u>第7条 (略)</u>	<u>第6条 (略)</u>